

議案第4号

桐生市消防団条例の一部を改正する条例案

桐生市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月15日提出

桐生市長 荒木 恵 司

## 桐生市消防団条例の一部を改正する条例

桐生市消防団条例(平成 17 年桐生市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

3 水火災又は地震等の災害等で出動した消防団員には、出動報酬として次の各号に定める額を、前 2 項の報酬とは別に支給する。

(1) 2 時間以上、4 時間未満の出動 1 回につき 3,000 円

(2) 4 時間以上、7 時間 45 分以内の出動 1 回につき 8,000 円

(3) 7 時間 45 分を超える出動となった場合には、前号に定める額に、1 時間当たり 1,000 円を加算する。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市消防団条例(平成 17 年条例第 34 号)第 13 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に出動し、職務に従事した者について適用する。

## 議 案 説 明

### 議案第 4 号 桐生市消防団条例の一部を改正する条例案

消防団員の処遇改善を図る目的で、水火災又は地震等の災害時に出動した消防団員に対して出動報酬を支給するため、所要の改正を行おうとするものです。